アンチ・ドーピング規程

加筆	修正;	削除;

現行	改定(案)	備考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	アンチ・ドーピング規程 第1条 [目的]	
	本規程は、定款50条に基づき、ドーピングに関し必要な事項を定める。	本規則の制定が定款に基づくことを明記する
	第1条の2 [ドーピングの禁止]本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施 を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。	基本規程の解体に伴う3 更。(旧基本規程第14章 「ドーピングの禁止」を 本規程に移動する)
	第1条の3 〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構〕 本協会は、前条のドーピング検査を実施するため、公益財団 法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。) に加盟し、ドーピング検査を委託する。	
第1条 〔世界アンチ・ドーピング規程〕	第1条<u>の4</u> 〔世界アンチ・ドーピング規程〕	
1. 公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。) は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定めるドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下「世界規程」という。)及び国際基準(以下「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程(以下「日本規程」という。)に基づく全ての義務を履行する責任を担う。	1.公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。) は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定めるドーピング・コントロールの開始、 実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下「世界規程」という。)及び国際基準(以下「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程 (以下「日本規程」という。)に基づく全ての義務を履行する責任を担う。	

(中略)	(中略)
〔改正〕	〔改正〕
2012年 4月12日	2012年 4月12日
2012年 5月10日(2012年 6月 1日施行)	2012年 5月10日(2012年 6月 1日施行)
2012年 7月12日	2012年 7月12日
2013年12月19日(2014年 4月 1日施行)	2013年12月19日(2014年 4月 1日施行)
2014年 3月13日(2014年 4月 1日施行)	2014年 3月13日 (2014年 4月 1日施行)
2014年 9月11日	2014年 9月11日
2014年10月 9日(2015年 3月29日施行)	2014年10月 9日(2015年 3月29日施行)
2014年11月13日	2014年11月13日
2014年12月21日(2015年 3月29日施行)	2014年12月21日(2015年 3月29日施行)
2015年 3月29日(2015年 4月 1日施行)	2015年 3月29日(2015年 4月 1日施行)
2016年 5月19日	2016年 5月19日
	2017年 4月13日

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

加筆 修正; 削除: 現行 改 定(案) 備考 サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 **第1条** [目 的] **第1条** [目 的] 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」 本規則は、定款第50条に基づき、公益財団法人日本サッカ 本規則の制定が定款に基 という)のサッカー加盟チーム及びその選手の登録と移籍等に - 協会(以下「本協会」という)のサッカー加盟チーム及びそ | づくことを明記する 関する事項について定める。 の選手の登録と移籍等に関する事項について定める。 (中略) (中略) 第17条 [外国籍の選手] 第17条 [外国籍の選手] 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録す 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録す 基本規程の解体に伴う変 る場合、本協会基本規程及び本規則の適用を受けるものとし、 る場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請」更 「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード(又は特 書」《書式第7号》に在留カード(又は特別永住者証明書)若し 別永住者証明書) 若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、 くは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なければ その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チー ならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録 ム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、 移籍、登録する場合は、本規則第27条「国際移籍」による。 本規則第27条「国際移籍」による。 第29条 「トレーニング費用の金額〕 第29条 「トレーニング費用の金額〕 1. 「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームに 1. 「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームに おける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の おける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の 3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とす 3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とす る。 る。 4年まで 5年以降 4年まで 5年以降 (1) 直前の在籍団体 (1) 直前の在籍団体 30万円 15万円 30万円 15万円 (2) 2つ前以上の在籍団体 15万円 15万円 (2) 2つ前以上の在籍団体 15万円 15万円

2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財 団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定め る学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む) に限るものとする。

(中略)

第31条 〔規則違反〕

選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、本協 会基本規程第12章〔懲罰〕に従う。

第32条 〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会の 裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

(中略)

[改正]

2015年12月17日

2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財 規定の明確化 団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定め る学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む) により運営されるチームに限るものとする。

(中略)

第31条 〔規則違反〕

選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、司法 基本規程の解体に伴う変 機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

第32条 〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっ規定の明確化 せんに関する規則に従い、本協会の裁定委員会に和解あっせん の申立をすることができる。

(中略)

[改正]

2015年12月17日

2017年 4月13日

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則

修正; 削除: 加筆 改 定(案) 備考 現行 フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 **第1条** [目 的] **第1条** [目 的] 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」 本規則は、定款50条に基づき、公益財団法人日本サッカー 本規則の制定が定款に基 という)のフットサル加盟チーム及びその選手の登録と移籍等 協会(以下「本協会」という)のフットサル加盟チーム及びそ づくことを明記する。 に関する事項について定める。 の選手の登録と移籍等に関する事項について定める。 (中略) (中略) 第16条 [外国籍の選手] 第16条 [外国籍の選手] 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録 基本規程の解体に伴う変 する場合、本協会基本規程及び本規則の適用を受けるものとし、 する場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申」更 「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード(又は特 請書」《書式第7号》に在留カード(又は特別永住者証明書)若 別永住者証明書) 若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、 しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なけれ その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チー ばならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登 ム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに 録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合 移籍、登録する場合は、本規則第26条「国際移籍」による。 は、本規則第26条「国際移籍」による。 (中略) (中略) 第27条 〔規則違反〕 **第27条** 〔規則違反〕 選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、司法 基本規程の解体に伴う変 選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、本協 会基本規程第12章〔懲罰〕に従う。 機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。 第28条 〔移籍に関する異議等〕 第28条 〔移籍に関する異議等〕 選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっ」規定の明確化 選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会の

裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。	<u>せんに関する規則に従い</u> 、本協会の裁定委員会に和解あっせん の申立をすることができる。	
(中略)	(中略)	
〔改正〕	〔改正〕	
2015年12月17日	2015年12月17日	
	2017年 4月13日	

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則

加筆 修正; 削除;	_	
現行	改定(案)	備考
プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則	プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則	
本規則は、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定めた規則であり、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)基本規程のこれらに関する条項を補完するものである。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。	本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。	
(中略)	(中略)	
1-5 外国籍選手	1-5 外国籍選手	
① 登録数	① 登録数	
外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定め る。	外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定め る。	
(1) Jリーグ以外のチーム	(1) Jリーグ以外のチーム	
プロ契約を締結した 外国籍選手の登録は1チームに つき3名以内とする。ただし、下記イ又は口に該当す る場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、 いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名 を超えてはならない。	る。ただし、下記イ又は口に該当する場合は、この3 名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、	規定の明確化
(中略)	(中略)	
2-1 本協会への登録	2-1 本協会への登録	
⑨ 本協会基本規程第76条に該当する選手の登録	⑨ <u>加盟チーム規則第10</u> 条に該当する選手の登録	基本規程の解体に伴う変

- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日 本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさな い。ただし、1チームにつき1名に限る。
 - イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基 本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を 終了した者
 - ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒 業した者
- (2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、 次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なけれ ばならない。
 - イ. 「外国籍選手登録申請書(第76条に該当する選手)」 (書式第8号)
 - ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住 民票の写し

(中略)

4-1 期限付移籍の手続き

- ② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結
 - (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結 している選手契約(以下「原契約」という)の期間内 で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」 という)を締結する。
 - (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類 とする。
 - (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原 契約と同条件とする。
 - (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会基本規程に定める

- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日 本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさな い。ただし、1チームにつき1名に限る。
 - イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基 本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を 終了した者
 - ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒 業した者
- (2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、 次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なけれ ばならない。
 - イ.「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」基本規程の解体に伴う変 (書式第8号)
 - ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住 民票の写し

(中略)

- 4-1 期限付移籍の手続き
- ② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結
 - (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結 している選手契約(以下「原契約」という)の期間内 で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」 という)を締結する。
 - (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類 とする。
 - (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原 契約と同条件とする。
 - (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会が定める2つの登 基本規程の解体に伴う変

2つの登録ウインドー間の期間とする。	録ウインドー間の期間とする。	更
(中略)	(中略)	
6-2 「トレーニング費用」	6-2 「トレーニング費用」	
(1) 「トレーニング費用」の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む)に限るものとする。	(1) 「トレーニング費用」の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む) により運営されるチームに限るものとする。	規定の明確化
(中略)	(中略)	
12. 改正	12. 改正	
2012年11月22日	2012年11月22日	
2012年12月20日	2012年12月20日	
2013年12月19日(2014年2月1日施行)	2013年12月19日(2014年2月1日施行)	
2014年12月18日	2014年12月18日	
2015年 3月12日	2015年 3月12日	
2015年12月17日(2016年2月1日施行)	2015年12月17日(2016年2月1日施行)	
2016年12月 8日(2017年2月1日施行)	2016年12月 8日(2017年2月1日施行)	
	2017年 4月13日	

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則

加聿		
現行	改定(案)	備考
プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則	プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則	
本規則は、プロフットサル選手の契約、登録及び移籍に限定め、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」とい基本規程及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則補完するものである。本協会に加盟又は登録するすべてのフサルのクラブ又はチーム(以下、「フットサルクラブ」とい及び選手は、本規則を遵守しなければならない。	<u>いう。)</u> 登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべて <u>リ」を</u> のフットサルのクラブ又はチーム(以下、「フットサルクラブ」 という。)及び選手は、本規則を遵守しなければならない。	
(中略)	(中略)	
2-1 本協会への登録	2-1 本協会への登録	
① 登録	① 登録	
⑥ <u>本協会基本規程第76</u> 条に該当する選手の登録	⑥ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録	基本規程の解体に伴う変 更
(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手に本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみない。ただし、1チームにつき1名に限る。		
ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学 業した者	を卒 ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒 業した者	
(2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラフ 次の書類を本協会に提出し、承認を得なければな い。		
イ. 「外国籍選手登録申請書(<u>第76条に該当す</u> 手)」(書式第8号)	<u>てる</u> 選 イ.「外国籍選手登録申請書(<u>外国籍扱いしない</u> 選手)」 (書式第8号)	基本規程の解体に伴う変 更

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住 民票の写し	ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住 民票の写し	
(中略)	(中略)	
8. 改正 2015年 3月12日	8. 改正 2015年 3月12日	
2010T 0/112H	2013年 3月12日	

ユニフォーム規程

現行	改 定 (案)	備考
ユニフォーム規程	ユニフォーム規程	
第1条 〔目 的〕	第1条 〔目 的〕	
本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の加盟登録団体 (以下「チーム」という)のユニフォームに関する事項について定める。	本規程は <u>、定款第50条に基づき</u> 、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の加盟チーム(以下「チーム」という)のユニフォームに関する事項について定める。	
(中略)	(中略)	
第5条 〔ユニフォームへの表示〕	第5条 〔ユニフォームへの表示〕	
(7) その他	(7) その他	
① 大会マーク及びキャンペーンマーク等	① 大会マーク及びキャンペーンマーク等	
本条1項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、原則として、本規程第7条(3)に定める広告の掲示のそれに準じるものとする。	本条1項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。	
	<u>>+y</u>	実運用に合わせた
	場所: 任意	
	<u>サイズ: 50cm2以下</u>	
(中略)	(中略)	
〔改 正〕	〔改 正〕	

2012年 4月12日	2012年 4月12日
2013年 2月 7日	2013年 2月 7日
2013年12月19日(2014年4月1日施行)	2013年12月19日(2014年4月1日施行)
2015年 7月16日(2016年4月1日施行)	2015年 7月16日(2016年4月1日施行)
2016年11月10日(2017年2月1日施行)	2016年11月10日(2017年2月1日施行)
	2017年 4月13日

審判員及び審判指導者等に関する規則

削除: 加筆 修正; 改 定(案) 備考 現行 審判員及び審判指導者等に関する規則 審判員及び審判指導者等に関する規則 **第1条** [目 的] **第1条** [目 的] 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」 本規則は、定款第50条に基づき、公益財団法人日本サッカ 本規則の制定が定款に基 という)及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカ - 協会(以下「本協会」という)に登録されたサッカー競技の | づくことを明記する 一競技の審判員(以下「サッカー審判員」という)及びフット 審判員(以下「サッカー審判員」という)及びフットサル競技 サル競技の審判員(以下「フットサル審判員」という)並びに の審判員(以下「フットサル審判員」という)並びにサッカー 実態に合わせて修正 サッカー審判員の指導者(以下「サッカー審判指導者」という) 審判員の指導者(以下「サッカー審判指導者」という)及びフ 及びフットサル審判員の指導者(以下「フットサル審判指導者」 ットサル審判員の指導者(以下「フットサル審判指導者」とい という) の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とす う)の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。 る。 第2条 「本協会の統制〕 第2条 「本協会の統制〕 本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技 本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技、 及びフットサル競技の審判に関する事項について統制する権限 フットサル競技及びビーチサッカー競技の審判に関する事項に「ビーチサッカーを追加 を持つ。 ついて統制する権限を持つ。 (中略) (中略) **第11条** 「登録料〕 **第11条** 「登録料〕 1. 審判員は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都道府 1. 審判員は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都道府 県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカ 県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならない。 実態に合わせて修正 一協会に納付しなければならない。 (中略) (中略) 第12条の3 〔第二審判登録〕 第12条の3 〔第二審判登録〕 審判員は、所属する都道府県サッカー協会に加え、恒常的に 審判員は、所属する都道府県サッカー協会に加え、恒常的に

他の都道府県サッカー協会でも審判活動をする場合は、「第二 審判登録」を申請し、所属元の都道府県サッカー協会と所属先 の都道府県サッカー協会の承認を得ることで審判活動の場を広 げることができる。

(中略)

第13条 「遵守義務〕

- 1. 審判員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令、本協会基本規程及びこれに付随する諸規程等を遵 守すること。

(中略)

第25条 「登録料〕

1. 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都 道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サ ッカー協会に納付しなければならない。

(中略)

第26条の3 「休 止〕

審判指導者は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動 ができない、若しくは、長期の病気治療又は妊娠などのために 審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り 休止を申請することができる。審判活動を1年以上休止した場合 は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席する必要が ある。

(中略)

他の都道府県サッカー協会でも審判活動をする場合は、「第二 審判登録」を申請し、所属する都道府県サッカー協会と「第二 表現の修正 審判登録」を申請した都道府県サッカー協会の承認を得ること で審判活動の場を広げることができる。

(中略)

第13条 〔遵守義務〕

- 1. 審判員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。

基本規程の解体に伴う変

(中略)

第25条 「登録料〕

1. 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都 道府県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならな 実態に合わせて修正 V)

(中略)

第26条の3 「休 止〕

審判指導者は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動 ができない、若しくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠など のために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場 実態に合わせて修正 合に限り休止を申請することができる。なお、休止した審判指 導者が活動を再開する場合には、当該審判指導者は、所定の講 習、研修会等に出席する必要がある。

(中略)

第27条 〔遵守義務〕

- 1. 審判指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令、本協会基本規程及びこれに付随する諸規程等を遵 守すること。

(中略)

第31条 〔懲 罰〕

本協会の規律委員会又は裁定委員会若しくは本協会基本規程 に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任さ れた都道府県協会等の規律委員会は、本協会基本規程及び懲罰 規程に従い、審判員又は審判指導者に対して懲罰を科す。

(中略)

〔改正〕

2016年3月10日

2016年11月10日

第27条 〔遵守義務〕

- 1. 審判指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。

基本規程の解体に伴う変

(中略)

第31条 〔懲 罰〕

本協会の規律委員会又は裁定委員会若しくは司法機関組織運 営規則に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を│基本規程の解体に伴う変 委任された都道府県協会等の規律委員会は、司法機関組織運営 更 規則及び懲罰規程に従い、審判員又は審判指導者に対して懲罰 を科す。

(中略)

[改 正]

2016年3月10日

2016年11月10日

2017年 4月13日

指導者に関する規則

削除: 加筆 修正; 現行 改 定(案) 備考 指導者に関する規則 指導者に関する規則 **第1条** [目的] **第1条** 〔目 的〕 本規則は、定款50条に基づき、公益財団法人日本サッカー 本規則の制定が定款に基 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」 という。) に登録された指導者(以下「指導者」という。) の 協会(以下「本協会」という。)に登録された指導者(以下「指 づくことを明記する 導者」という。)の資格及び地位に関する事項について定める。 資格及び地位に関する事項について定める。 (中略) (中略) 第20条 〔遵守義務〕 第20条 〔遵守義務〕 指導者は、次の事項を遵守しなければならない。 指導者は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 法令、本協会基本規程及びこれに付随する諸規程等を遵 (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。 基本規程の解体に伴う変 守すること。 (中略) (中略) 第23条 〔懲罰〕 第23条 〔懲罰〕 本協会の規律委員会、裁定委員会又は司法機関組織運営規則 基本規程の解体に伴う変 本協会の規律委員会、裁定委員会又は本協会基本規程に従い 第19条に従い本協会の規律委員会若しくは裁定委員会から懲 更 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会から懲罰権を委任され た都道府県協会等の規律委員会は、本協会基本規程及び懲罰規 罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、司法機関組 程に従い、指導者に対して懲罰を科すことができる。 織運営規則及び懲罰規程に従い、指導者に対して懲罰を科すこ とができる。 (中略) (中略) [改正] [改正]

2016年3月10日	2016年3月10日	
	2017年4月13日	

仲介人に関する規則

削除: 加筆 修正;_____ 現行 改 定(案) 備考 仲介人に関する規則 仲介人に関する規則 第1条 「適用範囲」 第1条 〔適用範囲〕 1. 本規則は、定款第50条に基づき、仲介人に関して定める 本規則の制定が定款に基 1. 本規則は、以下のいずれかの行為(以下、「取引」という。) を目的として選手又は本協会に加盟するクラブから依頼を受 ものであり、以下のいずれかの行為(以下、「取引」という。) づくことを明記する けて行う仲介人による契約締結のための交渉及びその他の行 を目的として選手又は本協会に加盟するクラブから依頼を受 為に関し、適用される。なお、選手又は本協会に加盟するク けて行う仲介人による契約締結のための交渉及びその他の行 ラブが仲介人に依頼するために締結する契約の種類又は契約 為に関し、適用される。なお、選手又は本協会に加盟するク 書の名目にかかわらず、本規定は適用されるものとする。 ラブが仲介人に依頼するために締結する契約の種類又は契約 書の名目にかかわらず、本規定は適用されるものとする。 (中略) (中略) 第13条 〔懲罰〕 第13条 〔懲罰〕 1. 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、 1. 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、基本規程の解体に伴う変 本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違 本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違し更 反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び 反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び 監督等に対して、基本規程、懲罰規程及び本規則に従い、懲 監督等に対して、司法機関組織運営規則、懲罰規程及び本規 罰を科すことができる。 則に従い、懲罰を科すことができる。 (中略) (中略) [改正] [改正] 2015年 4月 9日 2015年 4月 9日 2017年 4月13日

懲罰規程

削除: 加筆 修正;

たがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規

現行 改 定(案) 備考 懲罰規程 懲罰規程 **第1条** [目 的] **第1条** [目 的] 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」 本規程は、定款第50条に基づき、以下の各号について定め という)の基本規程(以下、「基本規程」という)第2章第5 る。 節〔司法機関〕及び第12章〔懲罰〕に基づき、以下の各号に ついて定める。 (1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第2 (1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに司法機関組織 基本規程の解体に伴う変 02条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲 運営規則第19条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委 更 罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協 員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域 会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委 サッカー協会、各種連盟及びJリーグのそれぞれの規律委員 員会及び裁定委員会(ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。 会及び裁定委員会(ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。 以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。)にお 以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。)にお ける懲罰に関する事項 ける懲罰に関する事項 第2条 〔対象者〕 第2条 〔対象者〕 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定 基本規程の解体に伴う変 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規程第201条 める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規一更 に定める加盟団体、選手等及び仲介人とする。 則に定める仲介人とする。 第3条 〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕 第3条 〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕 基本規程第202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員 基本規程の解体に伴う変 委員会は、都道府県協会等の規律委員会等に、その所管する加 会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会等に、その一更 盟団体又は選手等に関する懲罰問題(仲介人に関する規則に関 所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題(仲 連する違反行為に対する懲罰を除く。)を本協会懲罰規程にし 介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰を除く。) | 加盟団体の定義の変更に

を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する | 伴う修正(加盟チームは

権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟団体には含まれな

律委員会等には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会 の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとす る。

第4条 〔懲罰の種類〕

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解 仟

本協会又は加盟団体における一切の公的職務を一定期 間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する

2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

第5条 [無期限の懲罰の解除]

- 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び 第12号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲 罰を受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」 という)は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手 続により解除の申請を行うことができる。
- (1) 当事者(団体の場合はその代表者)は、解除の嘆願書、 活動状況報告書及び反省文(以下「当事者申請書類」とい う)を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受け たときに所属した組織(複数に属する場合はそのいずれか) に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えな い特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記 する。
 - ③ 基本規程第71条第1項各号に列挙する各種連盟

(中略)

都道府県協会等の規律委員会等には決定権はなく、懲罰案を本 い)。以下同様 協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決 定・適用するものとする。

第4条 〔懲罰の種類〕

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解

本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職 務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は 解任する

2. 加盟団体及び加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおり とする。

第5条 [無期限の懲罰の解除]

- 1. 前条第1項第9号から第11並びに第2項第12及び第1 号番号のズレを修正する 3号の懲罰のうち、3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を 受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」とい う)は、処分開始目から3年が経過した後に、以下の手続に より解除の申請を行うことができる。
- (1) 当事者(団体の場合はその代表者)は、解除の嘆願書、 活動状況報告書及び反省文(以下「当事者申請書類」とい う)を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受け たときに所属した組織(複数に属する場合はそのいずれか) に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えな い特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記 する。
 - ③ 各種の連盟

(中略)

第7条 〔共犯等〕

基本規程の解体に伴う変

第7条 〔共犯等〕

他の者を教唆若しくは幇助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

(中略)

第9条 〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

(中略)

第24条 〔競技及び競技会における違反行為〕

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

(中略)

第32条 〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為に対しては、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

他の者を教唆若しくは幇助し、又は他の者と共謀して若しく は他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体<u>加盟チーム</u> 又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科 するものとする。

(中略)

第9条 〔両罰規定〕

加盟団体<u>又は加盟チーム</u>に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体<u>又は加盟チーム</u>に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その加盟団体<u>又は加盟チーム</u>に過失がなかったときは、この限りではない。

(中略)

第24条 〔競技及び競技会における違反行為〕

加盟団体、加盟チーム 又は選手等の違反行為のうち、本協会 又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関す るものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委 員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

(中略)

第32条 〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体<u>、加盟チーム</u>、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為に対しては、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前節に定めるもの(競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為)を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の規律委員会等が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 〔違反行為〕

加盟団体、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条(第1項第1号及び第2号を除く)の懲罰を科す。

- (1) 基本規程又はこれに付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する 行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合
- (9) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの(競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為)を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県協会等の規律委員会等が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 〔違反行為〕

加盟団体<u>、加盟チーム</u>、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条(第1項第1号及び第2号を除く)の懲罰を科す。

- (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体<u>加盟チーム</u>又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体、加盟チーム 又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体<u>、加盟チーム</u>又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を 知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合
- (9) 加盟団体、加盟チーム 、加盟チーム 、大の職務に関して 脱税その他不正な経理を行った場合

(中略)

(中略)

基本規程の解体に伴う変更

[改正]

2014年 9月11日

2014年12月18日(2015年 1月 1日施行)

2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行)

2016年 3月10日(2016年 4月 1日施行)

「別紙1」競技及び競技会における懲罰基準

(中略)

3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本 規程及び本規程の趣旨に明らかに反すると判断される行為を 行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条 に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すこと ができる。ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規定を 適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委 員長の承認を得なければならないものとする。

第1条 [6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について]

- 1. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、J リーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員 会(ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県 協会等の規律委員会等」という。)の規律委員会は、本協会 の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
- 2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、 公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解 任」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・ 禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、

[改正]

2014年 9月11日

2014年12月18日(2015年 1月 1日施行)

2015年 3月12日(2015年 4月 1日施行)

2016年 3月10日(2016年 4月 1日施行)

2017年 4月13日

「別紙1」競技及び競技会における懲罰基準

(中略)

3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協 基本規程の解体に伴う変 **会の各種規程・規則の**趣旨に明らかに反すると判断される行 ▼ 為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第 4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科す ことができる。ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規 定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会 の委員長の承認を得なければならないものとする。

- 1. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、I リーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員 会(ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県 協会等の規律委員会等」という。) の規律委員会は、本協会 の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
- 2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、 公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解し更 任」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・ 禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、

基本規程の解体に伴う変

「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果に おいて実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」

(基本規程第202条及び本規程第3条参照)については、 都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、 懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、 本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

(中略)

第11条 「競技規則と懲罰基準の関係」

競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて 運用する。

(中略)

競技規則と懲罰基準(JFA<mark>基本</mark>規程〔別紙1〕競技及び競技会 | 競技規則と懲罰基準(JFA<mark>懲罰</mark>規程〔別紙1〕競技及び競技会 | 基本規程の解体に伴う変 における懲罰基準)の対比

2016. 4. 10訂正

「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果に おいて実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」

(本規程第3条参照) については、都道府県協会等の規律委 員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員 会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁 定委員会が決定するものとする。

(中略)

第11条 「競技規則と懲罰基準の関係」

競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて 運用する。

(中略)

における懲罰基準)の対比

2016. 4. 10訂正

和解あっせんに関する規則

加筆_____ 修正;_____ 削除;_____

現行	改定(案)	備考
和解あっせんに関する規則	和解あっせんに関する規則	
第1条 〔趣 旨〕	第1条 〔趣 旨〕	
本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の基本規程(以下「基本規程」という)第42条〔裁定委員会に関する特別規定(裁定委員会による和解あっせん)〕に基づき、裁定委員会における和解あっせんに関する事項について定める。	本規則は、 <mark>定款第50条</mark> に基づき、裁定委員会における和解あっせんに関する事項について定める。	本規則の制定が定款に基づくことを明記する。
(中略)	(中略)	
第6条 〔和解あっせん手続〕	第6条 〔和解あっせん手続〕	
基本規程第3条に定める加盟団体及び選手等並びに仲介人に 関連する次の各号の紛争については、当事者の申立にもとづき 裁定委員会が和解をあっせん <u>するものとする</u> 。ただし、Jリー グにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによる ものとする。		更
(中略)	(中略)	
[改 正]	〔改 正〕	
2013年12月19日(2014年4月 1日施行)	2013年12月19日(2014年4月 1日施行)	
2016年 3月10日(2016年4月 1日施行)	2016年 3月10日(2016年4月 1日施行)	
	2017年 4月13日	